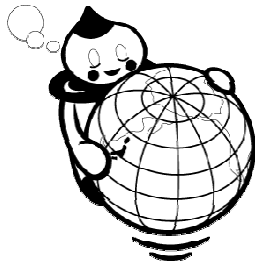


## 資料提供



提供日：平成 31 年（2019 年）2 月 14 日

部局名：商工観光労働部

所属名：観光交流局国際室

担当者名：佐藤

連絡先：077-528-3063

E-mail：ff0001@pref.shiga.lg.jp

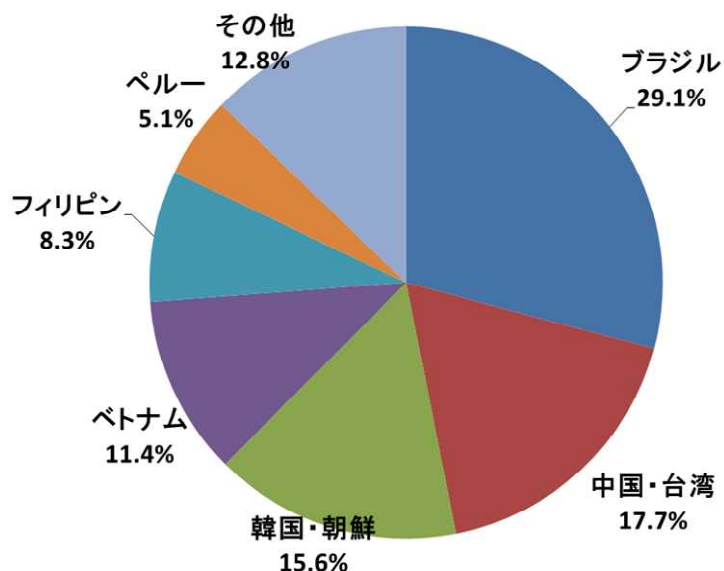
## 滋賀県の住民基本台帳人口調査結果 （外国人人口集計表 速報値）について

平成 30 年（2018 年）12 月 31 日現在の住民基本台帳をもとに、滋賀県が本県の国籍別外国人人口を調査いたしました。その結果、本県の外国人人口は 29,263 人となり、昨年度（26,533 人）よりも 2,730 人（約 10.3%）増えました。平成 20 年（2008 年）のリーマンショック以降減少を続けていた外国人人口は平成 27 年より増加に転じ、その傾向が続いています。

国籍別人口でみたところ、人口の多いブラジル（8,525 人）、中国・台湾（5,194 人）、韓国・朝鮮（4,553 人）の上位 3 カ国・地域で約 62%を占めていますが、ベトナム（3,325 人）が前年比 57.9%と急増しています。さらに国籍をみると昨年 93 カ国 1 地域から 100 カ国 1 地域に増え、多国籍化がますます進んでいます。

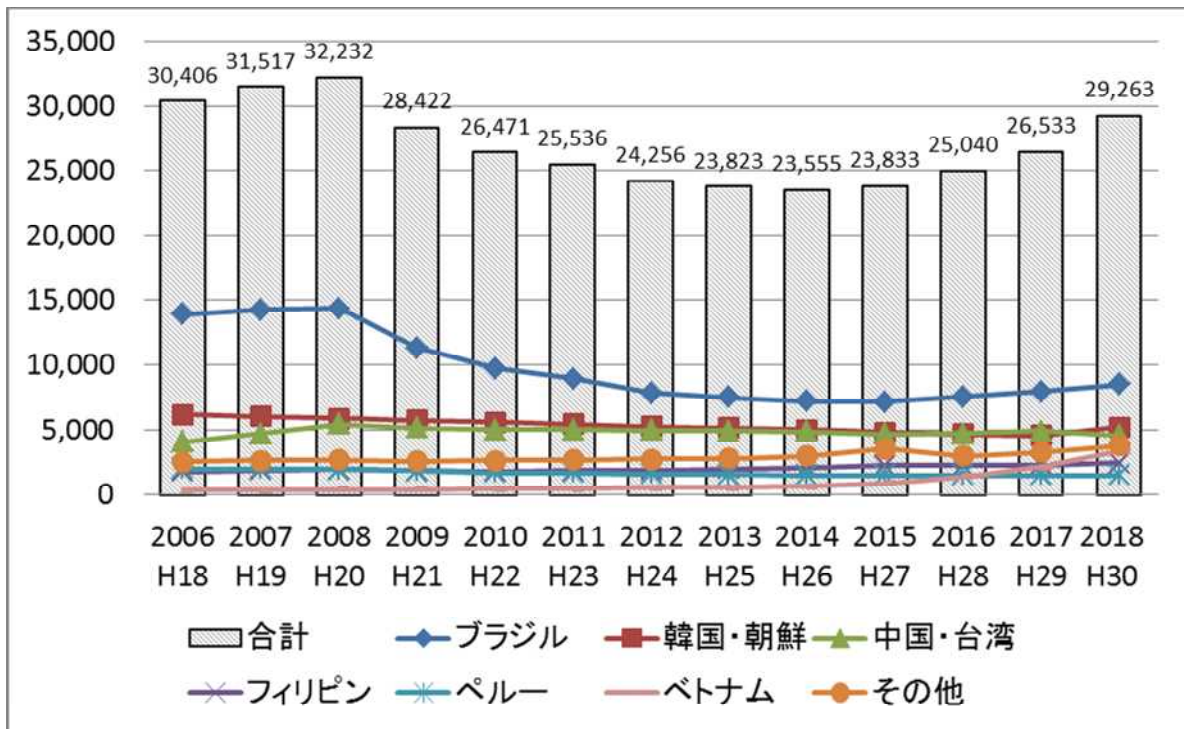
なお一昨年度より、全ての国籍別人口については、過去調査分を含めてオープンデータとして利活用いただけるよう公表していますが、現段階では住民基本台帳人口調査結果（外国人集計表）のみを速報として公表し、全ての国籍別人口、在留資格別人口、年齢別人口については後日改めて公表いたします。

### ■ 国籍別人口の割合



国籍	人数
ブラジル	8,525
中国・台湾	5,194
韓国・朝鮮	4,553
ベトナム	3,325
フィリピン	2,428
ペルー	1,497
その他	3,741
合計	29,263

■ 国籍別人数の変化（平成18年～平成30年 各年12月末現在）



※平成23年12月末までは外国人登録者数、平成24年12月末からは住民基本台帳による

住民基本台帳人口調査結果（外国人人口集計表）

平成30年(2018年)12月31日現在

	ブラジル	中国・台湾	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	ペルー	インドネシア	その他	合計
合 計	8,525	5,194	4,553	2,428	3,325	1,497	1,060	2,681	29,263
割 合	29.1%	17.7%	15.6%	8.3%	11.4%	5.1%	3.6%	9.2%	100.0%
大津市	175	918	1,912	265	162	91	127	626	4,276
彦根市	502	643	217	410	514	36	22	296	2,640
長浜市	1,627	512	96	227	319	214	23	351	3,369
近江八幡市	351	215	187	120	141	21	106	171	1,312
草津市	150	922	494	179	250	52	79	360	2,486
守山市	74	275	213	78	164	53	86	76	1,019
栗東市	251	269	223	89	144	111	39	74	1,200
甲賀市	1,365	358	234	315	331	331	101	181	3,216
野洲市	36	164	112	53	104	11	65	68	613
湖南市	1,489	160	294	104	340	333	133	134	2,987
高島市	109	59	194	24	95	0	17	46	544
東近江市	1,382	378	236	351	404	168	142	179	3,240
米原市	177	143	35	23	93	0	0	34	510
日野町	210	38	45	45	121	17	7	34	517
竜王町	12	38	14	9	27	0	104	14	218
愛荘町	515	66	40	99	59	46	0	26	851
豊郷町	91	22	0	23	20	5	0	8	170
甲良町	5	11	5	10	20	0	6	0	61
多賀町	0	0	0	0	17	0	0	0	34

[滋賀県商工観光労働部観光交流局調べ]

\*0~4人の場合は「0」と表示しているため、各行・列を合計した値は必ずしも合計欄の数字と一致しませんのでご注意ください。

# 外国人材受入れ・共生に関する主な事業

(令和元年度当初予算)

外国人材の円滑な受入れと、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の推進 (559.9百万円) 平成30年度補正予算8.2百万円含む

Mother  
Lake

## 多文化共生社会の実現

### 相談窓口の拡充

しが外国人相談センターの整備・運営  
(33.4百万円 平成30年度補正予算8.2百万円含む)

情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「しが外国人相談センター」を整備・運営

### 日本語指導の充実

外国人児童生徒等への日本語指導  
(1.2百万円)

来日した外国人児童生徒等への日本語指導や母語支援の充実

### 多言語対応

医療機関における多言語対応  
(12.8百万円)

医療機関における多言語対応可能なタブレット端末等の配備を支援

他 教員の加配、災害時の支援、交通安全対策、就職支援 等  
464.7百万円

## 外国人材の確保

### 企業向け相談窓口の設置・出張相談会

外国人材受入サポートセンターの開設  
(42.7百万円)

外国人材等の受入れを希望する県内企業向けの相談窓口として「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を開設

### 労働者への支援

外国人介護職員に対する研修等の支援  
(5.0百万円)

受入れ施設が行う外国人介護職員を対象とした集合研修を支援

### 第1章 プラン改定にあたって

#### 1 背景・趣旨

- 本県の外国人人口は、平成26年以降増加傾向であり、平成30年末では29,263人。滞在の長期化・定住化傾向。
- 国においては、平成31年4月1日改正入管法が施行され、新たに在留資格「特定技能」が創設された。国として、長期に滞在する外国人の受入れ拡大の方針が示され、今後さらなる外国人住民の増加が見込まれる。
- 「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月総務省自治行政局国際室通知)に基づき、「しが多文化共生推進会議」を設け、提言(平成21年11月)を受け、平成22年4月にプランを策定。平成27年度に策定した改定版のプランの計画期間が令和元年度3月に終了。
- 経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応など、より実情に合ったプランとなるよう見直しを行う。

#### 2 プランの位置づけ

- 「滋賀県基本構想」の理念をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、各主体の取り組みの方向性を示す指針。
- 日本人、外国人を含むすべての本県で暮らし、働き、学ぶ人に関する施策を対象とする。  
※本プランでは、滋賀県に在住するすべての外国人を「外国人県民」という。

#### 3 計画期間

- 令和2年(2020年)度～令和6年(2024年)度の5年間

### 第2章 外国人県民の概況等

- 滋賀県人口:人口減少局面に入った。
- 外国人人口:平成30年12月末現在、滋賀県の外国人人口は29,263人、平成26年以降増加傾向。
- 国籍等別:国籍等別では、ブラジル(8,525人、29.1%)、中国・台湾(5,194人、17.7%)、韓国・朝鮮(4,533人、15.6%)、ベトナム(3,325人、11.4%)、フィリピン(2,428人、8.3%)の順。
- 在留資格別:在留資格別では、「永住者」は9,467人で33.2%を占め、増加傾向。

### 第3章 多文化共生推進に関する基本的な考え方

#### 1 滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

- (1) 多様性を生かし、地域の社会や経済が活性化しています。
- (2) 互いの文化を尊重し、県民の異文化理解力や国際感覚が向上しています。
- (3) ユニバーサルデザインの地域づくりが進んでいます。
- (4) 市民活動団体と協働した地域づくりが進んでいます。
- (5) 県民の人権意識が高揚しています。

#### 2 基本目標

滋賀県で暮らす日本人、外国人すべての県民が、地域社会の一員として対等な関係に立ち、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。

### 第4章 多文化共生施策の推進

#### ＜推進体制＞

- 各主体の役割(国、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、大学、自治会、県民)
- 推進体制(滋賀県入管法改正に係る庁内対応検討チーム[多文化共生部会]、広域的な連携)
- プランの進行管理(事業進捗状況把握、中間・期末評価)

### 第5章 多文化共生施策の展開

#### 【行動目標1】 ところが通じるコミュニケーション支援



外国人県民が、生活に必要な情報を確実に入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう支援します。

#### 施策の方向性(1) 地域における情報の多言語化

- ① 多言語による行政・生活情報の提供
- ② 外国人県民のための相談窓口の設置、専門家の養成
- ③ 「やさしい日本語」等の普及
- ④ 多言語案内表示の普及
- ⑤ さまざまな主体との連携による情報提供

#### 施策の方向性

#### (2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- ① 日本語学習機会の提供
- ② 日本語ボランティア指導者の人材育成
- ③ 日本語教室への支援

#### 【行動目標2】 安心して暮らせる生活支援



誰もが安全・安心に生活できる環境を整備します。

#### 施策の方向性(3) 安心して暮らせる居住支援

- ① 安心して暮らせる入居支援

#### 施策の方向性(5) 災害時への対応

- ① 外国人県民に対する防災知識の普及啓発
- ② 防災訓練などへの参加促進
- ③ 災害多言語支援センターの開設
- ④ 広域的な災害支援体制の構築
- ⑤ 災害時外国人支援のための人材養成

#### 施策の方向性

#### (4) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

- ① 多言語による社会保障等の情報提供
- ② 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携
- ③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供
- ④ 外国人患者の受入体制の整備

#### 施策の方向性(6) 生活安全における支援の充実

- ① 地域安全対策の推進
- ② 交通安全対策の推進

#### 【行動目標3】 多様性を生かして活躍できる環境整備



多様な人材が個性や能力を発揮し、滋賀県で活躍できる環境を整備します。

#### 施策の方向性(7) 働きやすい労働環境の整備

- ① 多言語による労働関係情報の提供
- ② 外国人県民を対象とした職業能力開発の支援
- ③ 多文化共生推進のための啓発
- ④ 留学生等のグローバル人材の就職支援

#### 施策の方向性(8) 教育環境の整備

- ① 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置等
- ② 外国人児童生徒等の受入体制の整備
- ③ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換
- ④ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修
- ⑤ 児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進
- ⑥ 進路支援への取り組み
- ⑦ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進
- ⑧ 外国人学校の法的地位の明確化の推進
- ⑨ 体験学習支援

#### 【行動目標4】 活力ある多文化共生の地域づくり



日本人・外国人県民の相互理解を促進し、国籍や民族、人種等による偏見や差別の解消を図るとともに、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに日本人と外国人県民が共に取り組みます。

#### 施策の方向性(9) 地域社会に対する意識啓発

- ① 多文化共生の意識づくりに向けた啓発
- ② 多文化共生意識を持った行政職員の育成
- ③ 交流の場づくり

#### 施策の方向性

#### (10) 日本人・外国人県民が共に支え合う多様性を生かした活力ある地域づくり

- ① 社会活動への参加促進
- ② 地域で活躍する外国人県民の情報発信
- ③ 多様性を活かした地域づくり